

土を減らす取組


土を使う取組

土をしまう取組

建設発生土の処理に関する基本方針 の策定

静岡県交通基盤部建設経済局 技術調査課

- ◆手軽に登録・情報検索
- ◆無料で使用可能!!

SSM静岡県建設発生土マッチングシステム
Shizuoka Surplus Soil Matching Systemアクセスは
こちら 

背景

1 建設発生土に係る社会的要請

令和 4 年 7 月に施行された盛土条例や来年度施行が予定されている盛土規制法に伴い、建設発生土の処分が困難になることが懸念（受入費用の高騰、処分場の閉鎖など）

⇒ **このままでは官民工事とも行き詰まるおそれ**

2 資源としての建設発生土の有効利用

年間約 50 万 m³ の処分量に対し、ほぼ同程度の盛土新材を購入している。建設発生土有効利用率の目標値 80% に対し、現状は 70% 程度と目標に達していない。

⇒ 発生抑制、利活用を促進し、建設業における**環境負荷の軽減と循環型社会の構築**が必要



県内の建設業全体で持続可能な建設発生土処理の実現

<p>共通</p>	<ul style="list-style-type: none"> 熱海土砂災害以降、残土のイメージが悪化。民間単独では処分場の整備が難しい。 民間事業者が耕作放棄地の田畑転換などで処分先を確保してきたが、県盛土条例の施行に伴い、難しくなっている。 最近では土砂の搬出量が多く、確保した処分先がすぐに埋まってしまう。
<p>下田</p>	<ul style="list-style-type: none"> 松崎町・東伊豆町には処分場がなく、伊豆市、伊東市の処分場への搬出が常態化 松崎支所管内では処分場がひっ迫 県の大賀茂処分場の供用開始により下田市周辺は当面は処分場確保
<p>熱海</p>	<ul style="list-style-type: none"> 民需開発が盛んであり、建設発生土発生量の官民比率は官1：民9（他地区は官9：民1） 傾斜地のため、マンション建設等で数万m³の土砂が発生 地形上、新規処分場の適地が極端に不足 熱海市内の工事は県外（神奈川県真鶴町）や市外（函南町）に搬出。搬出先の受入制限により処分場確保が困窮するおそれ

3

<p>沼津</p>	<ul style="list-style-type: none"> 駿東地区には処分場がないため、県外（神奈川県）や市外（沼津市）へ搬出。搬出先の受入制限により処分場確保が困窮するおそれ 三島市内も処分場がないため、市外へ搬出。 土肥地区では組合が処分場を運営してきたが、適地にも限りがあり、継続は難しい 沼津地区は処分場がひっ迫しており、早急な対策が必要
<p>富士</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当面は既存処分場が活用できるものの、受入容量の拡大は望めない 区域外（主に静岡市内）からの受入量が8割ほどを占め、想定よりも早くひっ迫するおそれ 富士市の最終処分場は市外の土砂を受け入れているため、富士市内で発生する土砂の受入れを制限しなければならない状況

4

静岡

- 静岡市内には最終処分場がなく、殆どの処分先は中間処理場（土質改良プラント）。なお、改良土の利用先がないため、中間処理場を経由して、市外にて最終処分
- R4台風15号による災害発生土や杉尾、日向地区の無許可盛土造成の土砂処分が課題
- 静岡地区は処分場がひっ迫しており、早急な対策が必要。

島田

- 川根地区は各社で処分地を確保してきたが、県盛土条例の施行により処分先の確保が難しくなる。
- 当面は防潮堤工事への搬出が可能

5

袋井

- 袋井、森地区は組合で処分場を運営してきたものの、熱海土砂災害により地権者の同意が得られず、継続が難しい
- 大規模民間処分場の供用開始予定あり
- 当面は防潮堤工事への搬出が可能

浜松

- 湖西地区は処分場がほとんど無く、県外（豊橋市）へ搬出。
搬出先の受入制限により処分場確保が困窮するおそれ
- 天竜地区は処分場がひっ迫しているため、市外（磐田市、袋井市）へ搬出
- 浜松土木管内は処分場がひっ迫しており、早急な対策が必要

6

基本方針策定の目的

【目的】

- 建設発生土の資源としての循環を促進するため、基本的な方針を定め、各種の施策を実施する。

【基本的考え方】

- 事業計画立案時点から発生抑制、利活用を盛り込んだ計画
- 発生抑制 → 利活用促進 → 適正処分

【適用対象】

- 県内における公共工事を対象
- 民間発注工事においては、基本方針を参考に建設発生土の利活用等に係る取り組みを積極的に実施



- 建設リサイクル推進計画2020（国交省）における建設発生土の**有効利用率80%（R6達成基準値）達成**
- 将来的には有効利用率100%、残土処分ゼロを目指す！

7

建設発生土対策

優先順位の徹底により有効利用率向上、処分量削減

発生抑制（土を出さない）

土を減らす取組



利活用促進（土を無駄にしない）

土を使う取組



やむを得ない場合は

適正処分（不適切な処分をしない・させない）

土をしまう取組



県内の建設業全体で持続可能な建設発生土処理の実現

8

対策区分	対策内容
1 切土盛土断面の合理化	<ul style="list-style-type: none"> ① 設計・計画における切盛りバランスの徹底 ② 切盛りを考慮した地盤高の設定 ③ 3次元データを利用したきめ細かい土量算出
2 発生抑制工法の採用	<ul style="list-style-type: none"> ① 自然斜面を存置する工法を採用 ② 法切りに替え土留め工を採用し掘削断面縮小 ③ 掘削量を最小化可能な工法の積極的採用 ④ 管路等工事では非開削、管更生工法を採用 ⑤ 発生抑制に資する新技術・新工法の積極的活用
3 現場内利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ① 購入土の使用抑制（原則不可） ② 盛土材・埋戻材への現場発生土の再利用徹底 ③ 盛土材・埋戻材への現場発生不良土の改良による再利用徹底 ④ 移動型土質改良機の活用による現場再利用の促進 ⑤ ソイルセメント工法（CSG）の活用推進
4 技術基準類の見直し（発注者の意識改革）	<ul style="list-style-type: none"> ① 工法比較の際は経済性に加え、発生抑制の観点も評価することを基準類に明記（業務委託共通仕様書・各事業設計の指針や手引き）

対策区分	対策内容
1 スtockヤードの整備	<ul style="list-style-type: none"> ① 有効利用率向上を目的とした官民連携によるストックヤードの整備・運営 ② 大規模土地利用事業との連携 ③ 建設発生土搬出・受入計画の調整（利用調整システムの導入）
2 品質確保及び環境安全性確保	<ul style="list-style-type: none"> ① 発生土利用基準に基づいた品質管理の徹底 ② 環境基準の適合確認
3 土質改良土の利用拡大	<ul style="list-style-type: none"> ① 土質改良土の品質基準の設定 ② 盛土材・埋戻材への土質改良土使用の原則化 ③ 土質改良プラント認証制度の活用 ④ 移動型土質改良機の活用による現場再利用の促進

対策区分	対策内容
4 公共工事間での利活用拡大	① 静岡県建設発生土マッチングシステム（SSM）の活用促進 【実施済】 ② 国の建設発生土情報交換システムの活用
5 民間工事とのマッチング	① 静岡県建設発生土マッチングシステム（SSM）の活用促進 【実施済】 ② 国の建設発生土官民有効利用マッチングシステムの活用

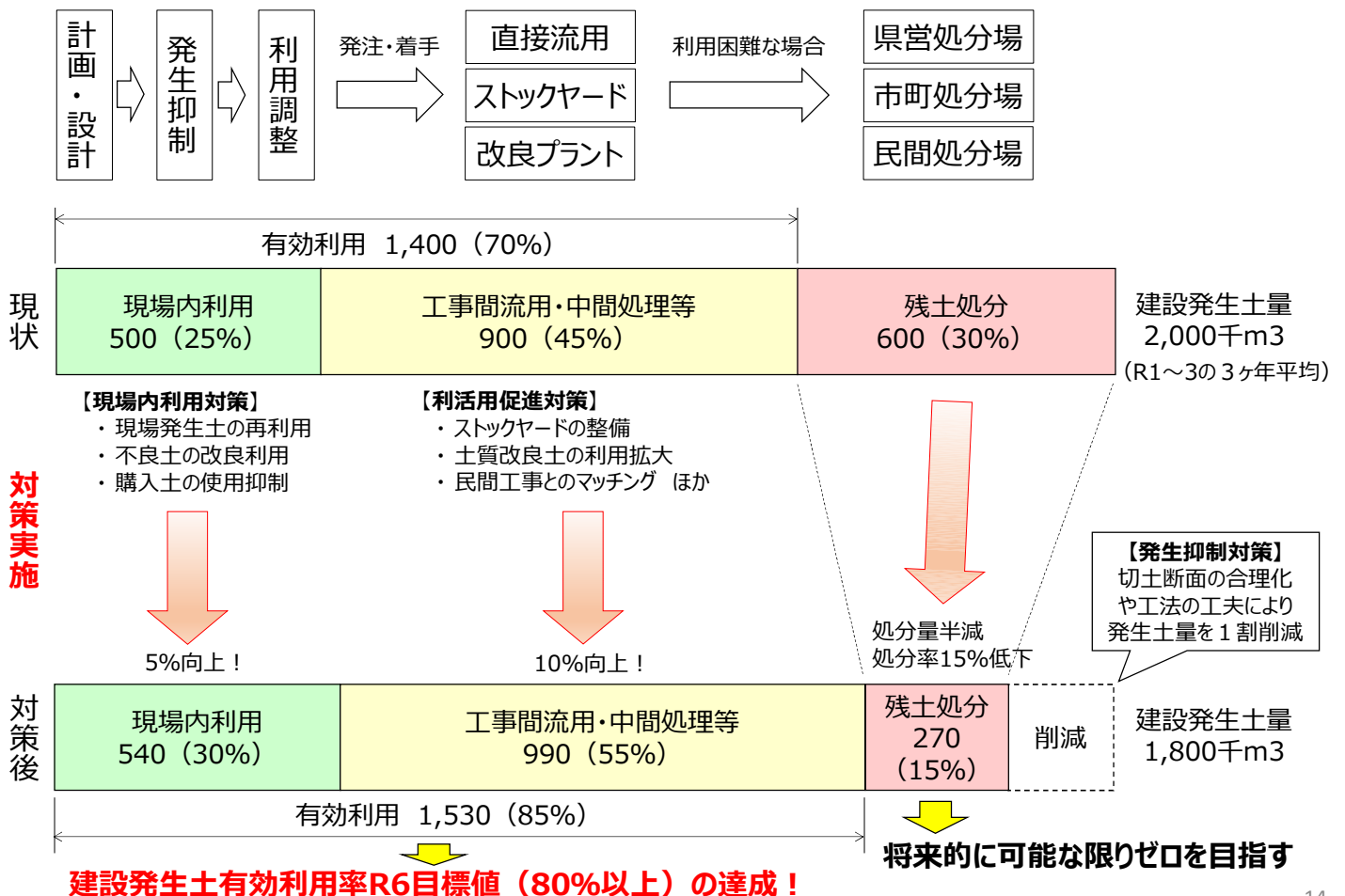
対策区分	対策内容
1 指定利用の徹底	① 適正な搬出先等の指定による条件明示 ② 適正な処分費・運搬費の計上
2 建設発生土処理施設情報の公開	① 民間残土処分場、ストックヤード、土質改良プラントの把握・公開
3 民間残土処理施設の整備促進	① 民間事業者による残土処理施設設置への技術的支援
4 計画制度の強化（資源有効利用促進法）	① 計画作成の対象工事の拡大（搬出土砂量1,000m ³ 以上→500m ³ 以上） ※県工事は従前から規模に関わらず計画作成
5 搬出先の明確化（資源有効利用促進法）	① 計画の現場掲示の義務付け ② スtockヤード運営事業者の登録制度（大臣登録）

対策区分	対策内容
6 土砂搬出入トレーサビリティの確立	① 排出後の土砂受領書等の確認を義務化 ② ICT技術や関連DX商品・アプリを活用した土砂運搬管理の適正化・効率化
7 河川の維持掘削土の取扱い	① 残土処分場への搬出抑制 ② 河川維持管理計画への搬出場所の位置付け ③ 海岸領域への土砂還元
8 新たなウォーターフロントの創設	① 港湾計画と連携した港湾拡張等

13

当面の目標

R6有効利用率80%以上



建設発生土の処理フロー

START

建設工事の計画・設計

発生抑制

掘削土量の削減

土砂の発生！

目標70%
(現状75%)

目標30%
(現状25%)

建設発生土有効利用率

= 現場内利用 + 工事間流用等
= 30% + 55%
= 85% (> 80%)
⇒ R6目標値の達成！

現場内利用

(良質土、普通土：そのまま利用)
(不良土：改良)

工事現場外に搬出

(将来的にはゼロを目指す！)

利活用促進

直接流用

ストックヤード
(良質土、普通土)

土質改良プラント
(不良土)

工事間流用等

適正処分

残土処分場

目標55%
(現状45%)

※ 55%の内訳は今後検討

目標15%
(現状30%)